平成２７年（フ）第２０２号
埼玉県東松山市沢口町28番地21　トータス沢口105号
債務者　吉野　正枝
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２号
千葉県香取市阿玉川155番地３　ホワイト小見川Ａ棟203号
債務者　薗田　房江
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第２３号
千葉県香取郡神崎町郡1723番地35
債務者　秋山　哲夫
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第２５５号
愛知県岡崎市東大友町字塚本70番地１　ルシエール106
債務者　山田　千恵
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
愛知県刈谷市一ツ木町８丁目３番地６　コーポ名豊106号、前住所愛知県刈谷市野田町吹戸30番地２　サンフォーレ東刈谷203号
債務者　伊藤　久子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺298番地104、前住所大阪府泉南郡田尻町吉見606番地14―102号
債務者　奥　千代美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
大阪府泉南市樽井５丁目13番２―103号、前住所大阪府貝塚市小瀬485番地
債務者　宇埜　啓子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
大阪府堺市西区上野芝町３―７―20ヒルズ上野芝308号室（前住所）大阪府泉南郡熊取町朝代西３―1146　0101号室、住民票上の住所和歌山県和歌山市六十谷784番地４
債務者　風神　早苗（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目８番20号ベルハイツ忠岡201
債務者　関　　芳一
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７８号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―228号
債務者　石阪　正美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９３１号
大阪府四條畷市中野１丁目３番42号カサベルデ柳201
債務者　木村洋一こと　李　　洋一
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６号
釧路市新富士町２丁目１番９号　サウスウインド新富士102
債務者　田中　裕美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月３日午前10時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１１８号
静岡県富士宮市神田川町23番地の８
債務者　井阪　資典
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６２号
釧路市昭和中央６丁目８番14号
債務者　小倉　理恵（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午前11時
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２６年（フ）第２４６号
静岡市清水区長崎1117番地の２
破産者　株式会社フジケン
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３９号
甲府市中央４丁目１番５号
破産者　株式会社フジケンクリエイティブ
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部